

「自動車用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成13年4月6日付け国技第50号）の一部を改正する通達新旧対照表

平成13年4月6日付け国自技第50号  
改正 平成15年4月1日付け国自技第368号

改正案			現行		
<p>2. 新規検査等において、用途区分通達4-1-1及び4-1-2に該当するかどうかの判断をするため「使用者の事業等を特定する書面」の確認等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規検査等の際に書面が提出されない場合の取扱い  <u>新規検査等の際に</u>、構造要件の留意事項において、使用者の事業等を特定するために提出を求めていることとしている書面が提出されない場合には、車体形状を特定できないため、構造要件に適合するかどうか判断できないことから、特種用途自動車に該当しないことに留意する。</p>			<p>2. 新規検査等において、用途区分通達4-1-1及び4-1-2に該当するかどうかの判断をするため「使用者の事業等を特定する書面」の確認等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規検査等の際に書面が提出されない場合の取扱い  <u>新規検査等及び法第71条の予備検査の際に</u>、構造要件の留意事項において、使用者の事業等を特定するために提出を求めていることとしている書面が提出されない場合には、車体形状を特定できないため、構造要件に適合するかどうか判断できないことから、特種用途自動車に該当しないことに留意する。</p>		
1 用途区分通達4-1-1の自動車			1 用途区分通達4-1-1の自動車		
車体の形状	構造要件	留意事項	車体の形状	構造要件	留意事項
警察車	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・<u>職務遂行に必要な放水装置を備えた自動車であって、放水する水等を収納するためのタンク状の容器は、積載量として算定す</u></li> </ul>	警察車	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> </ul>

		<p>るものとする。</p> <p>なお、乗車定員 10人以下の場合 は、放水する水等 の積載量の有無に かかわらず、自動 車検査証の有効期 間は2年とする。</p>
--	--	---

--	--	--

車体の形状	構造要件	留意事項
公共応急作業車	<p>電気事業、ガス事業、水防機関、道路管理、電気通信事業その他公益事業を行う者において、公益事業における危険の防止及び公益を確保するため、応急作業のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 電気、ガス、水防、道路管理、電気通信等の応急作業に必要な資機材を収納する設備を有すること。</p> <p>ただし、道路管理者が使用する自動車であって、道路における危険を防止するために使用する自動車にあつては、<u>道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に必要な設備を備えてい</u>ればよい。</p> <p>2 (略)</p>	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
公共応急作業車	<p>電気事業、ガス事業、水防機関、道路管理、電気通信事業その他公益事業を行う者において、公益事業における危険の防止及び公益を確保するため、応急作業のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 電気、ガス、水防、道路管理、電気通信等の応急作業に必要な資機材を収納する設備を有すること。</p> <p>ただし、道路管理者が使用する自動車であって、道路における危険を防止するために使用する自動車にあつては、<u>道路の通行を禁止又は制限するための応急措置を講ずるために必要な設備を備えてい</u>ればよい。</p> <p>2 (略)</p>	(略)

## 2 用途区分通達4-1-2の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
図書館車	<p>図書館法第2条に規定する地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の規定により設立された公益法人が設置する図書館において、図書館法第3条第5号の自動車文庫を行うために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	(略)

## 2 用途区分通達4-1-2の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
図書館車	<p>図書館法第2条に規定する地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の規定により設立された公益法人が設置する図書館において、図書館法第3条第5号の自動車文庫を行うために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p>	(略)

1~4 (略)	
5 (略)	
ア (略)	
イ 乗降口から1及び3の通路の設備に至るための通路は、有効幅 300mm 以上、かつ、有効高さ 1,600mm 以上(当該通路に係る1及び3の設備の <u>端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離</u> が2m未満である場合は、1,200mm)以上あること。	
ウ~オ (略)	
6 (略)	

1~4 (略)	
5 (略)	
ア (略)	
イ 乗降口から1及び3の通路の設備に至るための通路は、有効幅 300mm 以上、かつ、有効高さ 1,600mm 以上(当該通路に係る1及び3の設備の <u>端部との最遠距離</u> が2m未満である場合は、1,200mm)以上あること。	
ウ~オ (略)	
6 (略)	

車体の形状	構造要件	留意事項
郵便車	郵便業務に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 <u>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</u> 1~2 (略) 3 (略) ア (略) イ 乗降口から1及び3の通路の設備に至るための通路は、有効幅 300mm 以上、かつ、有効高さ 1,600mm 以上(当該通路に係る1及び3の設備の <u>端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離</u> が2m未満である場合は、1,200mm)以上あること。 ウ~オ (略) 4 (略)	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
郵便車	郵便業務に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。  1~2 (略) 3 (略) ア (略) イ 乗降口から1及び3の通路の設備に至るための通路は、有効幅 300mm 以上、かつ、有効高さ 1,600mm 以上(当該通路に係る1及び3の設備の <u>端部との最遠距離</u> が2m未満である場合は、1,200mm)以上あること。  ウ~オ (略) 4 (略)	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
移動電話車	(略) 1~3 (略) 4 (略) ア (略)	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
移動電話車	(略) 1~3 (略) 4 (略) ア (略)	(略)

イ 乗降口から1及び3の通路の設備に至るための通路は、有効幅 300mm 以上、かつ、有効高さ 1,600mm 以上（当該通路に係る1及び3の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2 m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 ウ～オ（略） 5（略）
--

イ 乗降口から1及び3の通路の設備に至るための通路は、有効幅 300mm 以上、かつ、有効高さ 1,600mm 以上（当該通路に係る1及び3の設備の端部との最遠距離が2 m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 ウ～オ（略） 5（略）
--

車体の形状	構造要件	留意事項
霊柩車	地方自治体、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等が、専ら柩又は遺体を運搬するために使用する自動車であって、柩又は遺体を収容するための担架を収納する専用の場所（長さ 1.8 m以上、幅 0.5 m以上、高さ 0.5 m以上）を有しており、かつ、柩又は担架を確実に固定できる装置を有するものをいう。 なお、用途区分通達4 - 1 (3) の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
霊柩車	地方自治体、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等が、専ら柩又は遺体を運搬するために使用する自動車であって、柩又は遺体を収容するための担架を収納する専用の場所（長さ 1.8 m以上、幅 0.5 m以上、高さ 0.5 m以上）を有しており、かつ、柩又は担架を確実に固定できる装置を有するものをいう。	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
広報車	国、地方公共団体、民法第34条の規定により設立された公益法人又は電気、ガス等の公益企業（公益企業の団体を含む。）が、施策や業務内容等を広く一般の人に知らせるために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達4 - 1 (3) の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1～5（略）	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
広報車	国、地方公共団体、民法第34条の規定により設立された公益法人又は電気、ガス等の公益企業（公益企業の団体を含む。）が、施策や業務内容等を広く一般の人に知らせるために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～5（略）	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
理容・美容車	理容師法又は美容師法の規定に基づき、都道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者が、理容業務又は美容業務（以下「理容業務等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
理容・美容車	理容師法又は美容師法の規定に基づき、都道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者が、理容業務又は美容業務（以下「理容業務等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。	(略)

なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。  
1~5 (略)

1~5 (略)

### 3 - 1 用途区分通達4-1-3(1)の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
現金輸送車	現金、証券等を専用に運搬する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1~3 (略)	(略)

### 3 - 1 用途区分通達4-1-3(1)の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
現金輸送車	現金、証券等を専用に運搬する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1~3 (略)	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
コンクリートミキサー車	(略)	・(略) ・ <u>洗浄用の水タンクを有する場合には、当該水タンクの水は積載量として算定するものとする。</u>

車体の形状	構造要件	留意事項
コンクリートミキサー車	(略)	・(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
冷蔵冷凍車	輸送する食品等の品質保持等のため、物品積載設備の内部を低温に保って専用に運搬する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件に満足しているものをいう。 なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1~5 (略)	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
冷蔵冷凍車	輸送する食品等の品質保持等のため、物品積載設備の内部を低温に保って専用に運搬する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件に満足しているものをいう。 1~5 (略)	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
活魚運搬車	(略)	・(略) ・ <u>酸素等を供給する装置は、車両重量に含めるものとする。</u>

車体の形状	構造要件	留意事項
活魚運搬車	(略)	・(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
保温車	<p>輸送する食品等の品質保持等のため、物品積載設備の内部の温度を一定に保って専用に輸送する冷蔵冷蔵車以外の自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件に満足しているものをいう。</p> <p><u>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</u></p> <p>1~5 (略)</p>	

車体の形状	構造要件	留意事項
保温車	<p>輸送する食品等の品質保持等のため、物品積載設備の内部の温度を一定に保って専用に輸送する冷蔵冷蔵車以外の自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件に満足しているものをいう。</p> <p>1~5 (略)</p>	

### 3 - 3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
寝具乾燥車	<p>寝具、衣料、カーテン等(以下「寝具等」という。)の乾燥作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件に満足しているものをいう。</p> <p><u>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</u></p> <p>1~5 (略)</p>	(略)

### 3 - 3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
寝具乾燥車	<p>寝具、衣料、カーテン等(以下「寝具等」という。)の乾燥作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件に満足しているものをいう。</p> <p>1~5 (略)</p>	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
入浴車	<p>入浴介護等のために使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 遺体を湯灌するための設備を有する自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件</p>	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
入浴車	<p>入浴介護等のために使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 遺体を湯灌するための設備を有する自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件</p>	(略)

を満足していること。 (1) 成人の遺体を湯濯できる浴槽を有し、かつ、温水器等を有すること。 <u>なお、浴槽は脱着式であってもよい。</u> (2)～(3) (略)
--

を満足していること。 (1) 成人の遺体を湯濯できる浴槽を有し、かつ、温水器等を有すること。 (2)～(3) (略)
--

車体の形状	構造要件	留意事項
清掃車	(略)	・(略) ・ <u>油圧シリンダ等の 作動油等は、車両 重量に含めるもの とする。</u>

車体の形状	構造要件	留意事項
清掃車	(略)	・(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
照明車	照明作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～3 (略) <u>4 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。</u>	(略)

車体の形状	構造要件	留意事項
照明車	照明作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～3 (略)	(略)

### 3 - 4 用途区分通達4-1-3(4)の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
キャンピング車	車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～3 (略) 4 「特種な設備の占有する面積」について、次のとおり取り扱うものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 1(5)に規定する格納式及び折りたたみ式の就寝設備であって、当該設備を展開又は拡張した部分の基準面への投影面積と乗車装置の座席の基準面への投影面積が重複する場合、その重複する面積の2分の1は、「特種な設備の占有する面積」とみなすことができる。</u>	(略)

### 3 - 4 用途区分通達4-1-3(4)の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
キャンピング車	車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～3 (略) 4 「特種な設備の占有する面積」について、次のとおり取り扱うものとする。 (1)～(3) (略)	(略)

5 構造要件に規定されない任意の設備（乗車設備以外の座席（道路運送車両の保安基準の適用を受けない座席をいう。）及びテーブルに限る。）は、その他の面積とし、その基準面への投影面積と1（5）に規定する格納式及び折りたたみ式の就寝設備を展開又は拡張した部分の基準面への投影面積が重複する場合にあっては、用途区分通達4-1-3の「運転者席を除く客室の床面積及び物品積載設備並びに特種な設備の占有する面積の合計面積」に当該就寝設備の重複する部分を加える場合に限り、「特種な設備の占有する面積」に当該就寝設備の重複する部分の2分の1を加えることができるものとする。

6

7

（注）（略）

5

6

（注）（略）